

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(照会)

○ ○ 市 長 殿

平成23年8月16日

厚 生 労 働 省

(独)国立循環器病研究センター

独立行政法人国立循環器病研究センターでは、現在の病院及び研究所が狭隘で老朽化し、今後の事業展開上も制約となっていることから、全面的な建て替えを予定しています。

つきましては、貴自治体において貴管内へ誘致する意向の有無を照会しますので、ご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、回答は、8月31日(水)までにお願いします。

○ ○ 市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘致の有無	<p>有 無</p> <p>いずれかに○をしてください</p>
移転先の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一定面積以上の土地が現に使用可能なこと</li><li>・ 延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)</li><li>・ 周辺地も含め产学連携のための一定の土地の確保が可能なこと</li><li>・ 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと</li><li>・ 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること</li><li>・ 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること</li><li>・ 自然災害から安全な土地であること</li><li>・ そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと</li></ul>

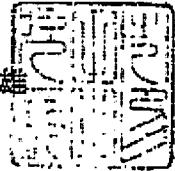
上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

担当部署	
連絡先	

21吹都東第333号  
平成21年10月2日  
(2009年)

国立循環器病センター  
総長 橋本信夫様

吹田市長 阪口善雄



### 吹田市東部拠点での事業展開について（依頼）

平素は、本市医療健康行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本市は、昭和59年に機能停止となった吹田操車場跡地におきまして、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出を基本理念として、環境面においても市域を先導する先進的な環境モデル都市の創出、世界に発信できる持続可能な都市を目指すべく、「東部拠点のまちづくり計画」を平成21年3月に策定いたしました。

この地のまちづくりにおいて、高次医療機関と連携し、メディカルな機能と最先端の環境性を持つエコロジカルな機能を融合させた「エコメディカルシティの創生」を目指しております。

本年4月に、「吹田操車場跡地土地区画整理事業」の認可を受け、6月には起工式典も行なわれ、具体的なまちづくりの内容を検討すべき時期が迫ってまいりました。

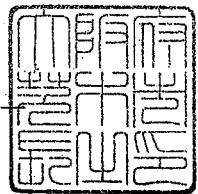
東部拠点は、長年本市において、高度医療に取り組んでこられた国立循環器病センターの機能を、今以上に發揮していただける適地ではないかと考えておりますので、貴センターにおかれまして、ぜひとも御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

茨彩第300号

平成23年8月25日

(独)国立循環器病研究センター殿

茨木市長 野村宣



(独)国立循環器病研究センターの移転整備について（回答）

平成23年8月16日付け照会のありました標記については別紙のとおりです。

茨木市

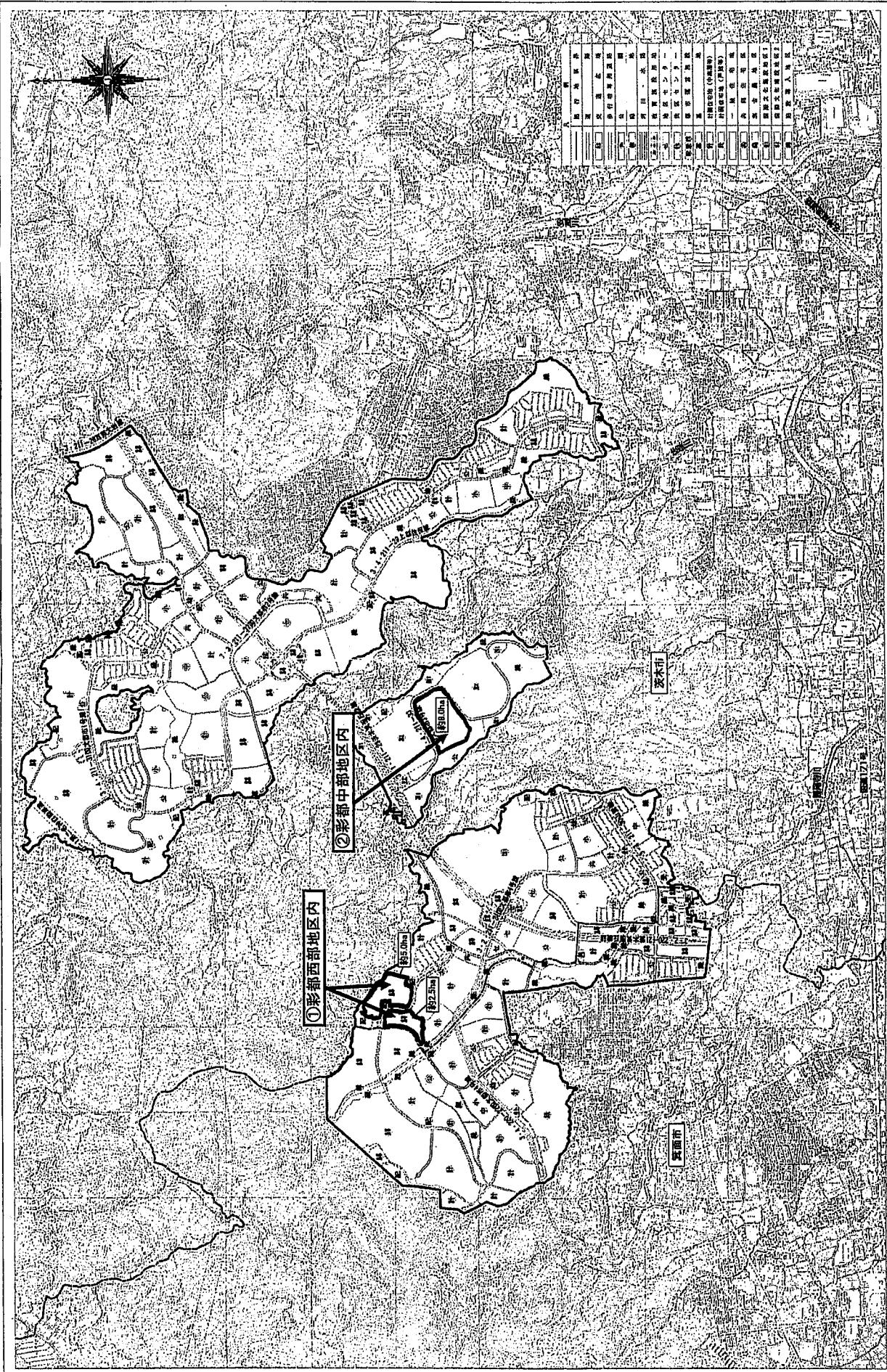
(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘致の有無	有	無
いずれかに○をしてください		
移転先の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定面積以上の土地が現に使用可能なこと</li> <li>・延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)</li> <li>・周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能なこと</li> <li>・医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと</li> <li>・主として公共交通の利便性が現在地より改善されること</li> <li>・国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること</li> <li>・自然災害から安全な土地であること</li> <li>・そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと</li> </ul>	

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。 以下のとおり、彩都地区内の誘致を希望します。 ①彩都西部地区内:面積約7.5ha ・土地所有者:(独)都市再生機構(保留地)約2.5ha、阪急電鉄(株)約0.7ha、 (株)林原約4.3ha ②彩都中部地区内:面積約8.0ha ・土地所有者:(独)都市再生機構(保留地)約8.0ha ※場所は別添のとおり ※詳細については以下にご連絡ください
--

担当部署	都市整備部彩都推進課 福井龍也
連絡先	072-620-1609

## 国際文化公園都市特定土地区画整理事業 土地利用計画図



独立行政法人 都市再生機構  
西日本支社 彩都開発事務所

平成23年4月 事業計画変更(第4回)

2000  
1:20,000  
1000  
500  
0

\*この土地利用計画図はマスター平面であり、形状一括変更されることがあります。

池政策発第57号  
平成23年8月29日

(独) 国立循環器病研究センター所長 様

池田市長 倉田 薫  
(公印省略)

(独) 国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

平成23年8月16日付で照会のありました標記について、別添のとおり回答いたしますので、ご査収のほど、よろしくお願ひいたします。

担当：池田市総合政策部政策推進課 武田克彦  
TEL：072-754-6213（直通）  
FAX：072-752-9785  
E-mail:suishin@city.ikeda.osaka.jp

池田市

(独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘致の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
いずれかに○をしてください		
移転先の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定面積以上の土地が現に使用可能であること</li><li>・延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能なこと (用途制限、高さ制限のないことが望ましい)</li><li>・周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能であること</li><li>・医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能であること</li><li>・主として公共交通の利便性が現在地より改善されること</li><li>・国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること</li><li>・自然災害から安全な土地であること</li><li>・そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと</li></ul>	

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

池田市東山町地内

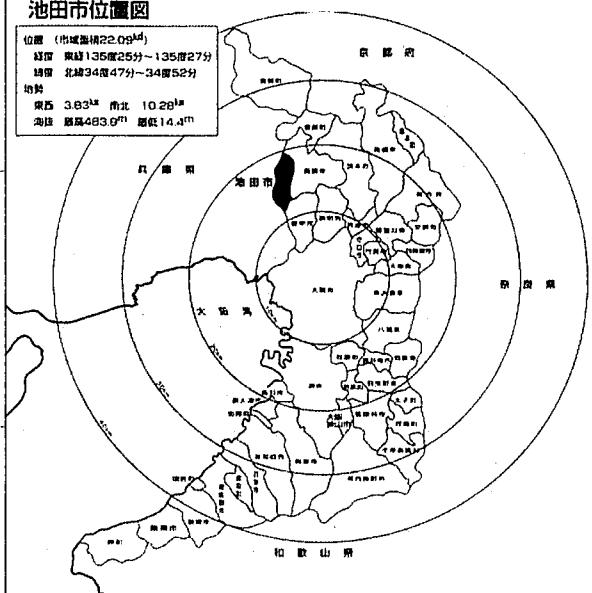
担当部署	池田市総合政策部政策推進課
連絡先	072-754-6213 (直通)

# 池田市全図

# Ikeda City Map

池田市位置図

位置 (出雲地圖22.09<sup>td</sup>)  
 緯度 東緯135度25分～135度27分  
 路徑 北緯34度47分～34度52分  
 地勢 東西 3.83<sup>m</sup> 南北 10.28<sup>m</sup>  
 高度 最高483.0<sup>m</sup> 最低14.4<sup>m</sup>



1

5

1

1

8

The image shows a detailed map of Ikeda City, Japan, with various neighborhoods and landmarks labeled. A large inset map in the top left corner provides a regional context, showing the location of Ikeda City within the Kansai region of Japan. The main map includes labels for districts like Fushimi-ku, Higashitakada-ku, and Nishitakada-ku, along with numerous street names and specific locations such as the Ikeda City Hall, Ikeda City Library, and Ikeda City Sports Center.



箕地特第18の2号  
平成23年(2011年)8月31日

厚生労働省

(独) 国立循環器病研究センター理事長 殿

箕面市長 倉田哲



(独) 国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

平成23年8月16日付で照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

【添付資料】

資料1 国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について

資料2 ご照会の「移転先の条件」について(詳細)

参考 鉄道事業者との北大阪急行線延伸に係る確認書

# 箕面市

## (独)国立循環器病研究センターの移転整備について(回答)

誘致の有無

有

無

いずれかに○をしてください

移転先の条件

- ・一定面積以上の土地が現に使用可能であること
- ・延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能なこと  
(用途制限、高さ制限のないことが望ましい)
- ・周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能であること
- ・医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能であること
- ・主として公共交通の利便性が現在地より改善されること
- ・国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること
- ・自然災害から安全な土地であること
- ・そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと

上記で「有」を選択の場合には具体的な場所等の記述をお願いします。

### ○箕面・船場エリア(箕面市船場東)

- ・エリアの概要については、別添資料1「国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」への誘致について」をご参照ください。
- ・移転先の条件への該当性については、別添資料2「ご照会の「移転先の条件」について(詳細)」をご参照ください。

### 【添付資料】

資料1 国立循環器病研究センター 北大阪「箕面・船場エリア」

への誘致について ..... P1

資料2 ご照会の「移転先の条件」について(詳細) ..... P6

参考 鉄道事業者との北大阪急行線延伸に係る確認書 ..... P11

担当部署

箕面市 地域創造部 特定地域活性化担当

連絡先

地域創造部 専任理事 広瀬 幸平  
電話 072-723-2121 (内線 3894)

# 国立循環器病研究センター

## 北大阪「箕面・船場工エリア」への誘致について

### 《箕面市の概要》

- ・大阪北部に位置し良好な住環境を備えた大阪のベットタウン
- ・大阪都心から20km圏域にもかかわらず、明治の森箕面特定公園に代表される緑が豊かな都市
- ・大阪国際空港、新大阪駅、高速道路（名神高速、中国自動車道）などの広域交通拠点・施設への利便性が高い

### 《箕面駅》

(仮称)新箕面駅  
国道171号  
国道423号

### 《国立循環器病研究センター》

- ・平成28年開通予定の新名神（箕面IC）から約10分で箕面・船場工エリアを含む市北部へアクセスでき、広域交通が益々便利になります
- ・箕面グリーンロード開通により、大阪北部、京都府中部、兵庫県中部どこのアクセスも改善され、隣接する市町へのアクセスも非常に便利な位置



北大阪「箕面・船場工エリア」の立地環境(交通関係)

箕面・船場エリアは、現在の国立循環器病研究センターから直線距離で1.2km、車で3分、徒歩で20分の徒歩圏内にあり、現在のセンターにもつとも近い移転候補地です。

■ 広域交通の結節点

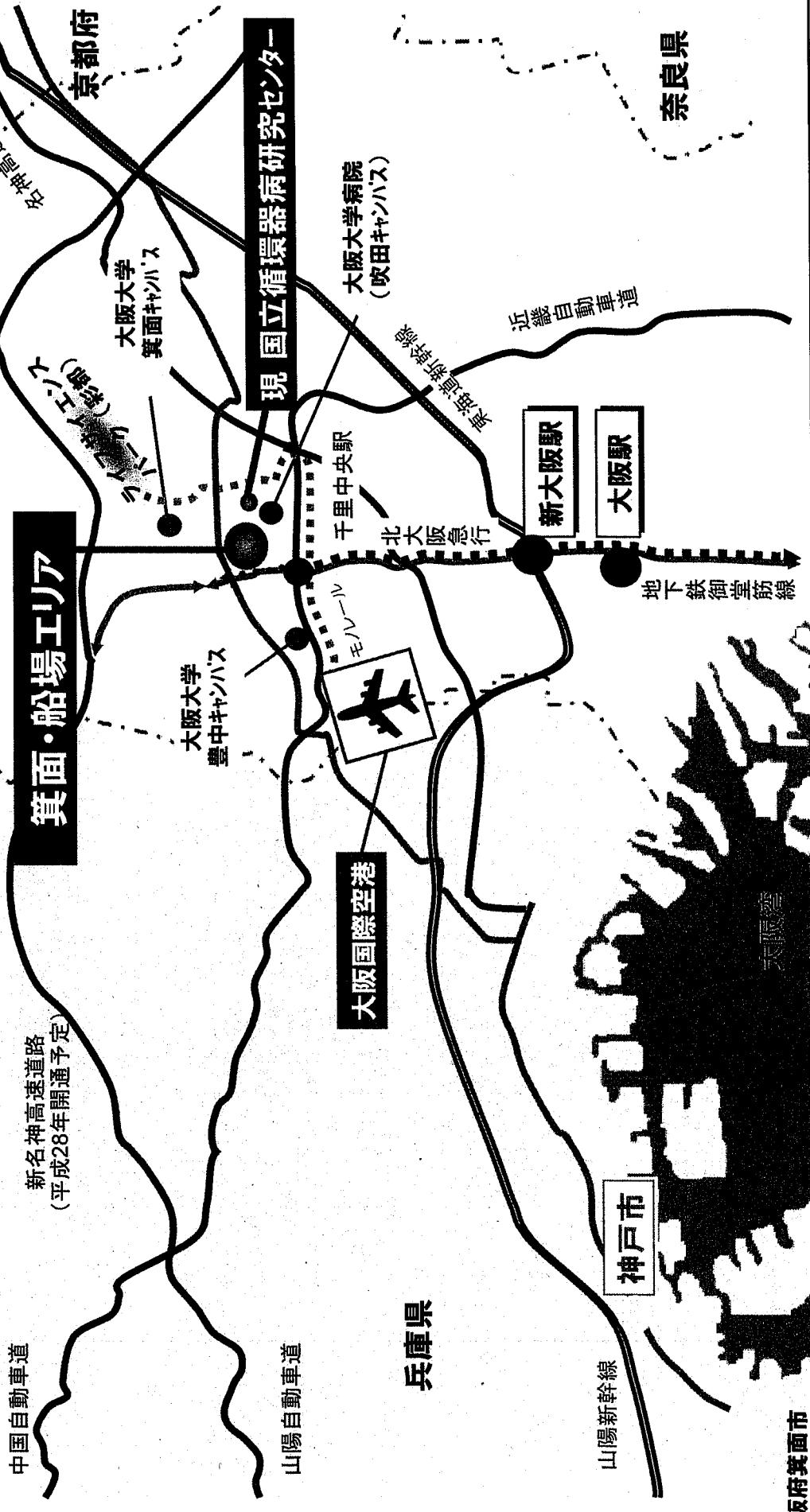
- ・大阪の南北軸、国道423号に直結
  - ・平成28年、近畿の東西軸「新名神高速道路」開通

■ 新駅直結 移動0分！

- ・平成28年、大阪の大動脈  
「地下鉄御堂筋線」と直結する  
北大阪急行線が延伸

■新大阪駅から20分以内

- ・電車で15分！車で20分！  
**大阪国際空港から20分以内**
  - ・電車で20分！車で15分！



## 北大阪「箕面・船場エリア」の立地環境(医療関係)

周辺に大阪大学などの研究機関、医療系研究所、バイオ施設が集積

3つの大阪大学キャンパス、大阪大学病院やライフサイエンスパーク(彩都)、千里ライフサイエンスセンターなどが集積。国内トップの高度医療病院にふさわしい立地です。

隣接する箕面市立病院をはじめ、自体

箕面市立病院に隣接し、豊能広域こども救急センター、市立豊中病院、市立池田病院、市立豊中病院にも近く、豊能圏域の中心地にあたる箕面・船場エリアは、地域医療の連携を促進するの立地です。

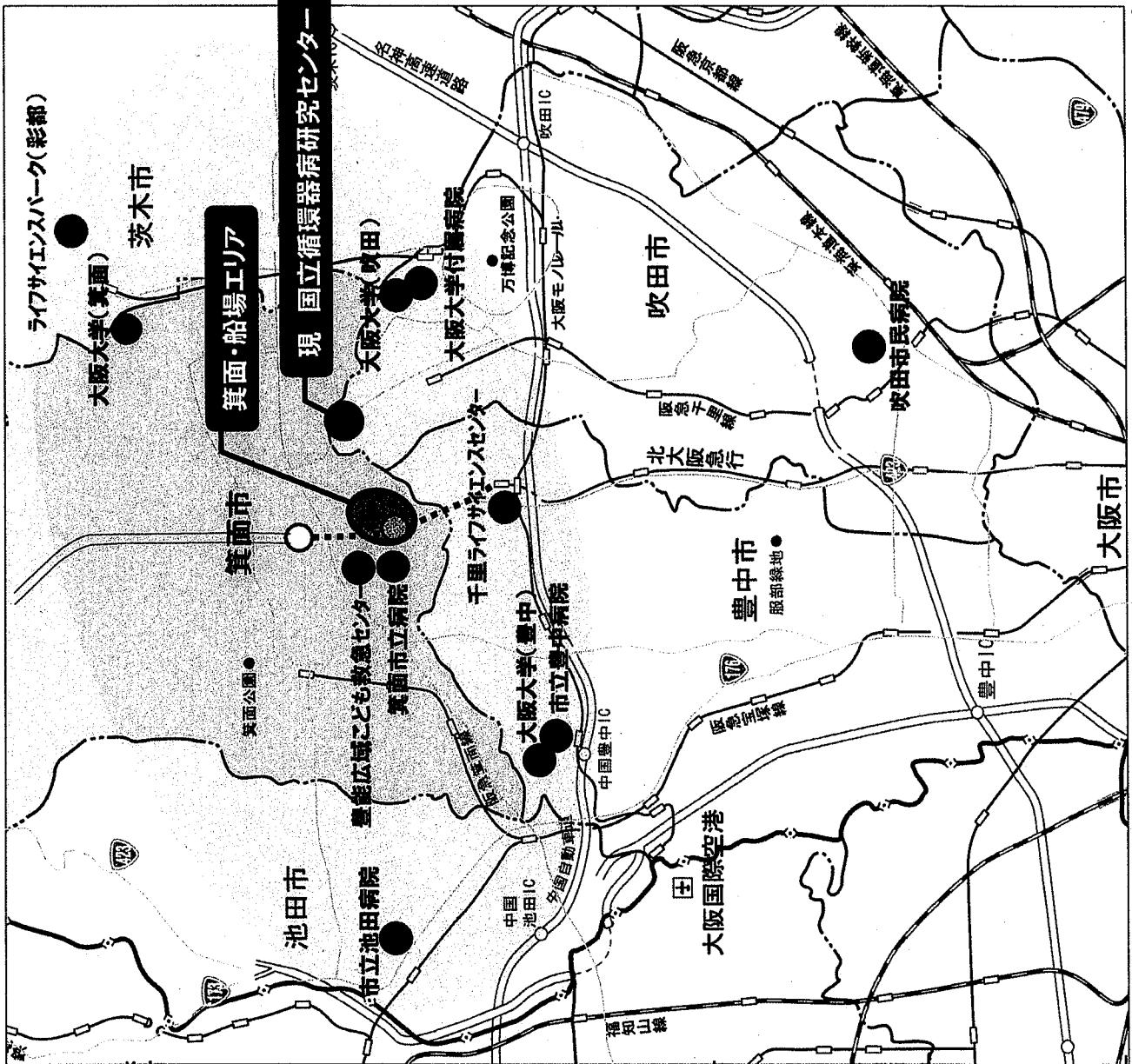
また、箕面市立病院の敷地内には、総合福祉センター(箕面ライフプラザ)も設けており、医療と福祉とのシームレスな連携を図るにも最適な立地環境です。

製薬会社のまち、道修町(淀屋橋駅)とも直結!

地下鉄御堂筋線と直結する北大阪急行の延伸により、武塙野義製薬などが本社を構え、300以上の企業が集積する道修町とも直結されます。

より広域に超急性医療を展開するための  
屋上ヘリポートの設置が可能！

現在、国立循環器病研究センターの緊急用着陸場として、箕面市第二総合運動公園も活用していただいてますが、箕面・船場工場では、医療用ヘリコプターの離発着に必要な施設を十分に確保することができたため、より円滑かつダイレクトな緊急搬送体制の構築が可能になります。



# 「箕面・船場エリア」 国立循環器病研究センターを核とした医療関係施設の集積

## すぐに移転するなら

現在でも、2ha以上(船場団地組合所有地)のまとまった土地の確保が可能!  
北大阪唯一の容積率(600%:商業地域)で、延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能です。

## 平成28年前後を目指すなら

新大阪駅、大阪国際空港から15分  
国道423号(新御堂筋)に直結  
さらに、鉄道延伸により新駅整備!

(仮称)箕面船場駅の整備により、鉄道、飛行機、車、どの交通手段をご利用いただいてもさらに便利になります。

鉄道延伸にあわせて、(仮称)箕面船場駅  
前での開設が可能!

新駅設置にあわせて船場団地組合所有地などを集約するため、新駅前・地下駅直結の先行整備地区 約7haの土地活用が可能になります。

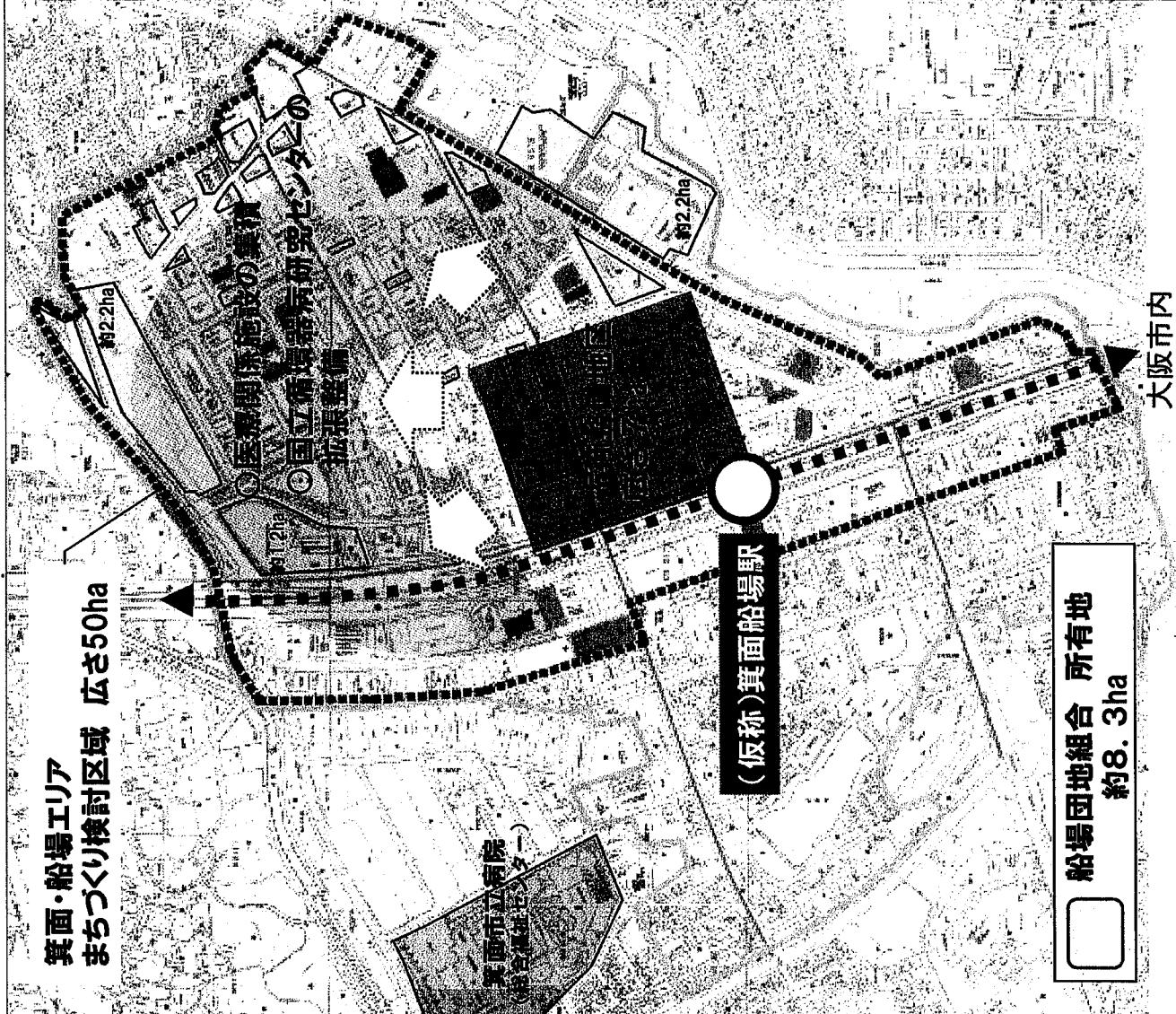
地下駅直結・徒歩0分の病院が実現  
新駅を病院名にすることも可能?

現在、鉄道延伸に伴い、まちづくりの青写真を作成中です。  
将来の病院像にあわせて、まちのビジョンを描くことができます。

## 周辺への展開

産学連携のための施設集積は最大50ha  
まで可能!

国立循環器センターを核として、医療関係施設の集積、センターの拡張整備が可能です。



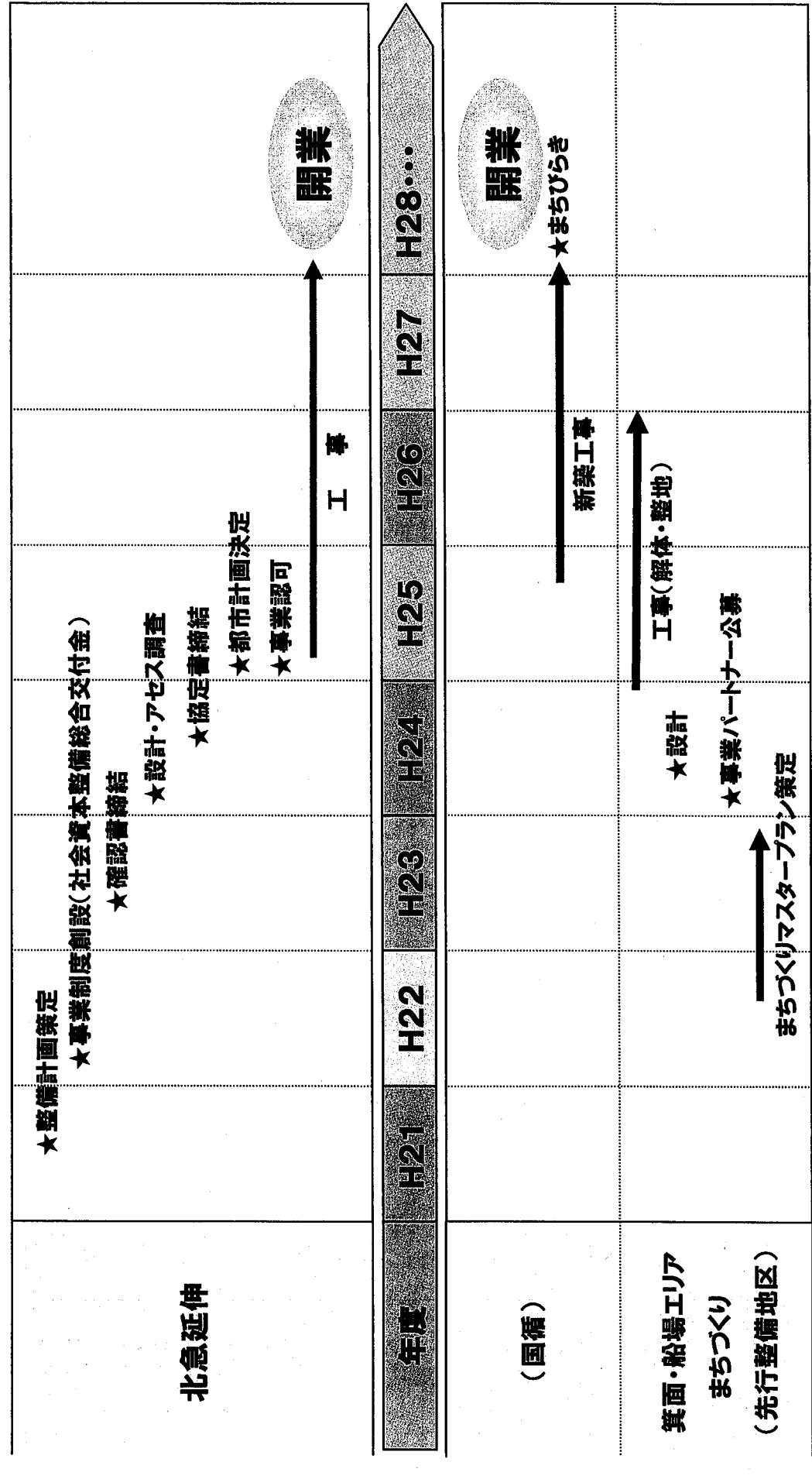
# 北大阪急行線延伸と箕面・船場エリア再整備スケジュール

## 推進体制

### ○北急延伸・関連まちづくり等連携協議会

大阪府・箕面市・鉄道事業者により、北大阪急行線延伸と箕面・船場エリアの新たな都市拠点構築を一的に推進中。

《構成員》  
・大阪府副知事  
・箕面市長  
・阪急電鉄株式会社社長  
・北大阪急行電鉄株式会社社長  
・大阪船場総合開発商団組合代表理事



## ご照会の「移転先の条件」について(詳細)

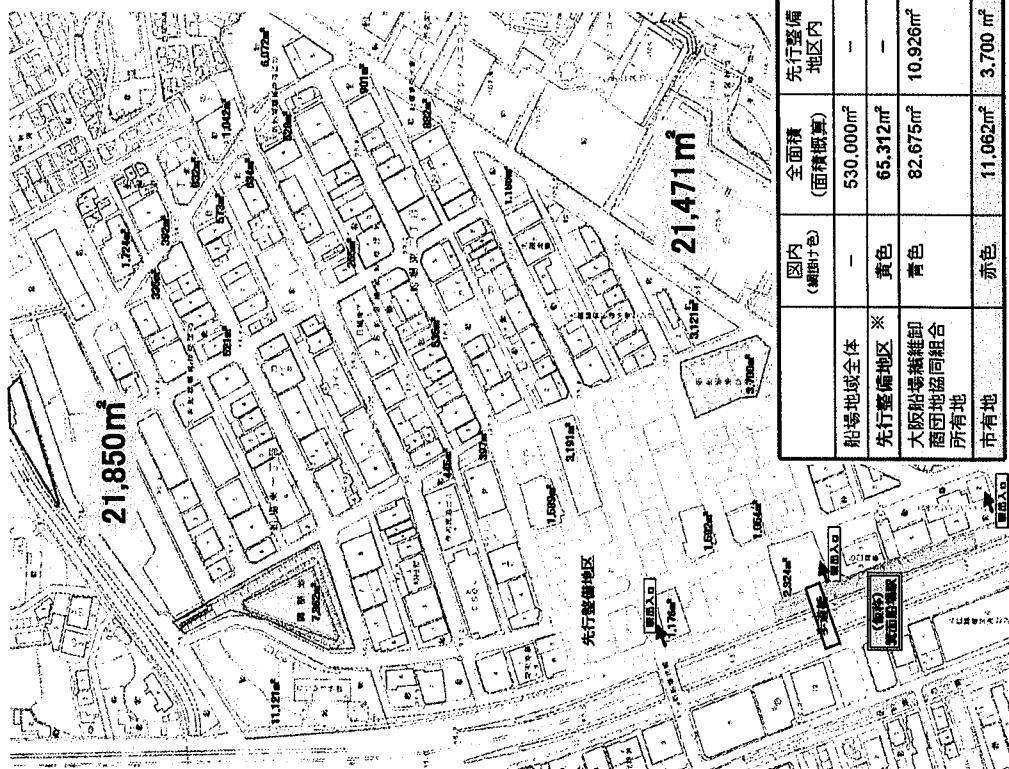
- |     |   |     |
|-----|---|-----|
| 条件1 | 一定面積以上の土地が現に使用可能であること .....                       | P7  |
| 条件2 | 延べ床面積11万m <sup>2</sup> 以上の一體的建築物の建築が可能であること ..... | P7  |
| 条件3 | 周辺地も含め産学連携のための一定の土地の確保が可能であること ..                 | P8  |
| 条件4 | 医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと .....                    | P8  |
| 条件5 | 主として公共交通の利便性が現在地より改善されること .....                   | P9  |
| 条件6 | 国立循環器病研究センターが購入(償還)可能な土地価格であること ..                | P10 |
| 条件7 | 自然災害から安全な土地であること .....                            | P10 |
| 条件8 | そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと .....                       | P10 |

## 移転先の条件について(1)

条件①

一定面積以上の土地が現に使用可能であること。

- ・ 算面・船場エリアには2ha以上（船場団地組合所有）のまとまった土地があり、用地買収により現に一定面積以上の土地の確保が可能です。
  - ・ なお、平成28年の鉄道駅設置にあわせて、駅前に先行整備地区約7haの用地確保が可能となるため、整備スケジュール次第でそちらも選択が可能です（詳細は条件③をご参照ください）。



**条件②** 延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能なこと。

条件②

- ・箕面・船場エリアは商業地域に指定されています。容積率は北大阪随一の600%が許容されており、延べ床面積11万m<sup>2</sup>以上の一體的建築物の建築が可能です。

- ・箕面・船場エリアは、第ハイ種高度地区（建築物の高さの最高限度は、31メートル）に指定されていますが、下記の基準を満す建築計画についても、特例で高さ制限がなくなります。

基準	面積方計	中高層ゾーン	中層ゾーン	中高層ゾーン	高層ゾーン
高度地区別 (主たる用途地)	第2種 (住居系)	第3種 (商業系)	第4種 (住居系)	第5種 (商業系)	第6種 (商業系)
緩和の上限	別表1 敷地規模 規制	2,000平方メートル ~トル	1,000平方メートル ~トル	2,000平方メートル ~トル	1,000平方メートル ~トル
前面道路幅員・括道 規制	別表2 空地率 総化	建築物の意匠・色彩等については某面市都市景観基本計画に適合する限りの上 空地率:11.2%以上(C:差へせず)	某面市景観の 総地面積の20%以上の総地盤面積のうち 原則として算用床面積が平方メートル以上		
敷地の比率	別表3 幅員4m以上 の道路に接 する部分	幅員2m以上の者が道幅が開通地を創出する。この点、歩道が公園地の面積が敷地面積の10%未満な場合は、歩道が公園地の面積と合わせて敷地面積の10%以上となるポケット・パーク等をうち造り公費負担にて設置。			
建 築 物 物 置 置	別表2 面積方計	高層ゾーン 第8種(商業系)	中高層ゾーン 第3種(住居系)	中高層ゾーン 第3種(住居系)	高層ゾーン 第3種(商業系)
	別表1 高層地区適用 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表2 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表3 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表2 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表3 面積方計
	別表1 高層地区適用 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表2 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表3 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表2 面積方計	高層地区適用 面積方計 主たる用途地 別表3 面積方計

N

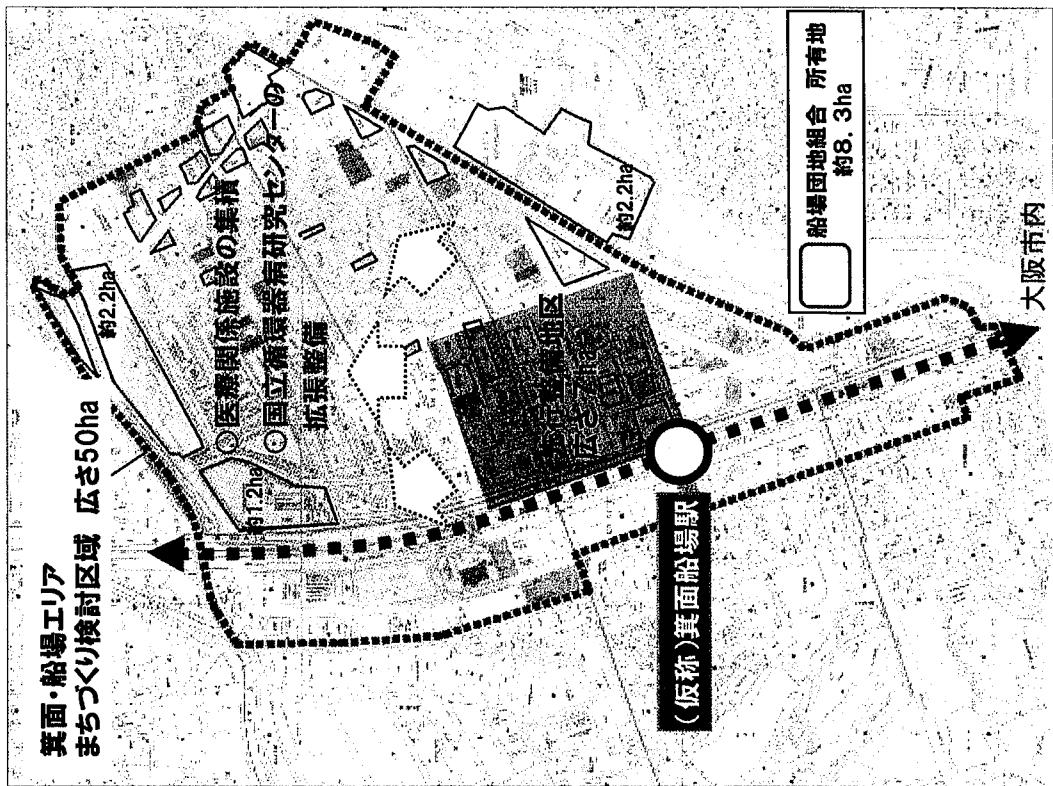
\*「先行整備地区」：新駅設置にあわせて、駅前に相応しい土地活用を図る地区

## 移転先の条件について(2)

3

周辺地も含め産学連携のための一一定の土地の確保が可能なこと。

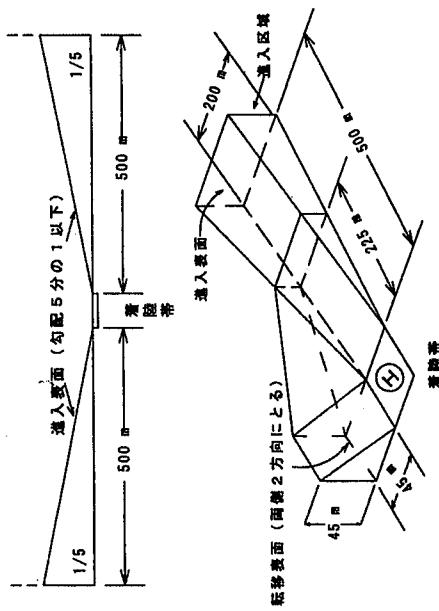
- ・平成28年の鉄道延伸にあわせて、(仮称) 算面船場駅前で船場団地組合所有地を集約整備し、約7haの土地活用が可能です。
  - ・また、算面・船場エリアは、鐵道延伸を機に抜本的なまちづくりの転換を図るため、医療関係施設の集積、将来的な国立循環器病研究センター拡張整備等が最大50haまで可能です。



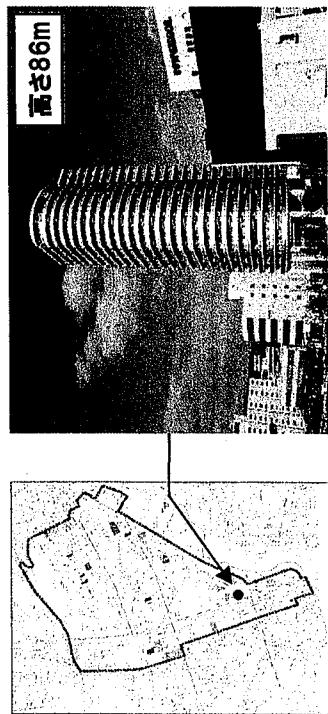
**医療用ヘリコプターの屋上からの離発着が可能なこと。**

条件④

- ・緊急離着陸場等に係る設置基準については、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸等の設置の推進について」（平成2年2月6日付け消防第20号消防庁消防課通知）に基づき各自治体において設置基準を定めています。
  - ・大阪市消防局が定めた設置指導基準には、以下のとおり空域を確保することとなっています。



箕面・船場エリアの既存建物の状況を見ると、新設する病院等の高さに もよりますが、空域の確保にあたって考慮しなければなら ない建物は1棟（下記写真）だけであり、医療用ヘリコプターの離着陸場所として利用可能となります。

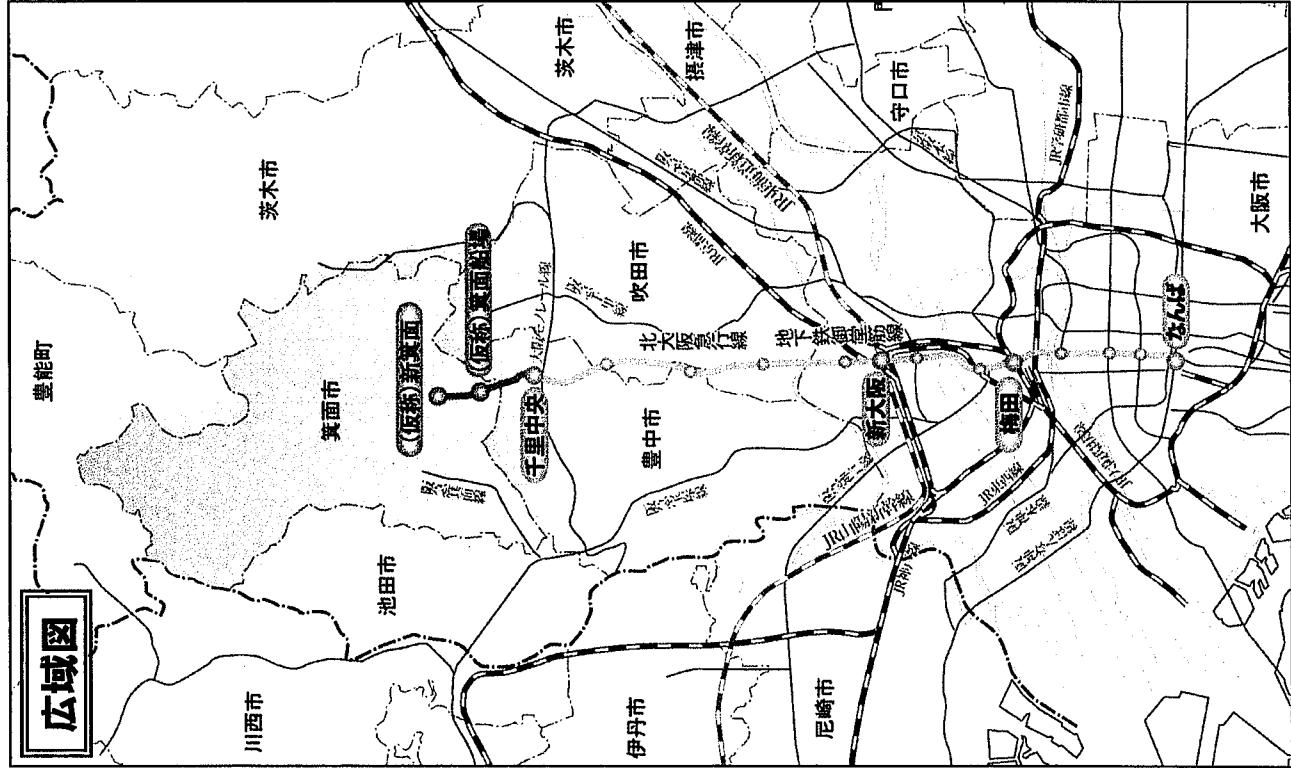


### 移転先の条件について(3)

5

主として公共交通の利便性が現在地より改善されること。

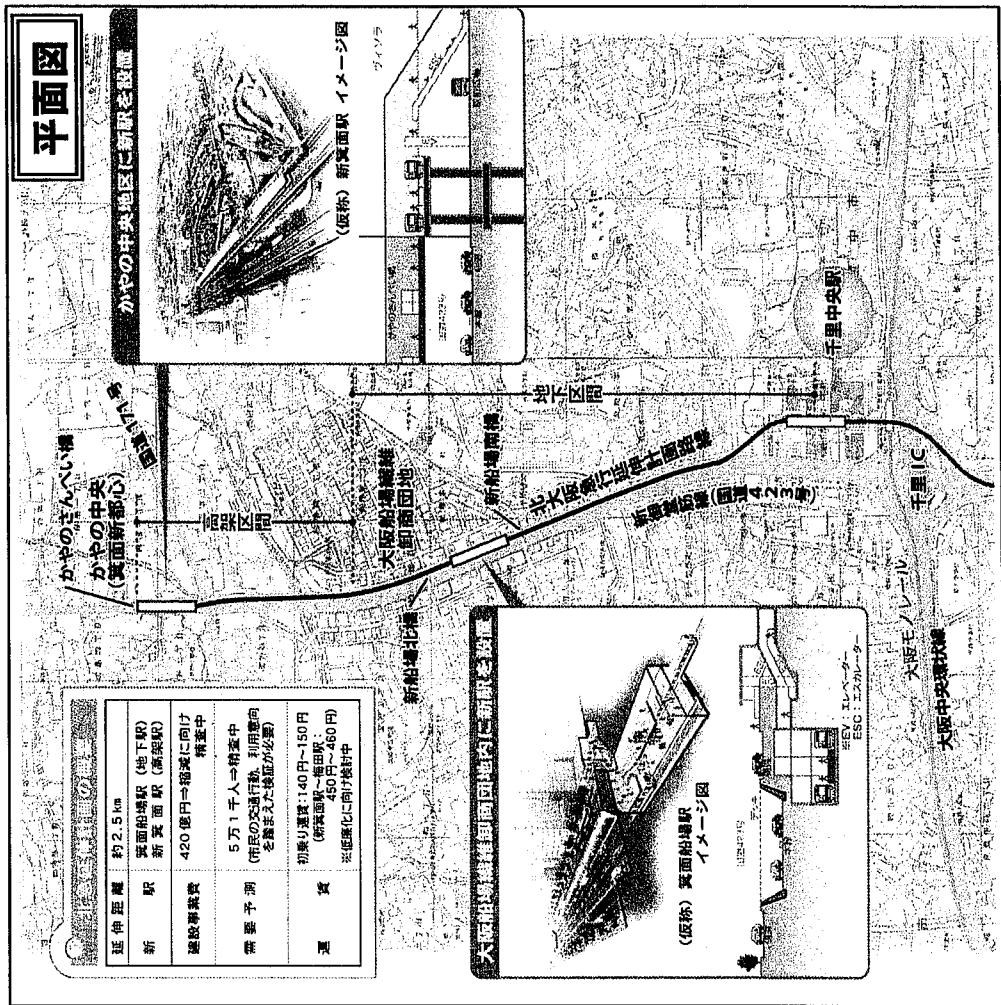
廣域圖



として公共交通の利便性が現在地より改善されること。

- ・北大阪急行延伸（平成28年）に伴い（仮称）箕面船場駅が整備され、徒歩〇分の病院が実現できます。（駅からの送迎バスの運行も必要ありません。）
  - ・広域交通拠点駅の、梅田、なんば、天王寺と直接アクセスできます。また、新大阪駅から電車で15分、大阪国際空港からは電車で20分で到着することができます。

恒  
林



# 多車軸先の条件について(4)

## 条件6 地価であること。

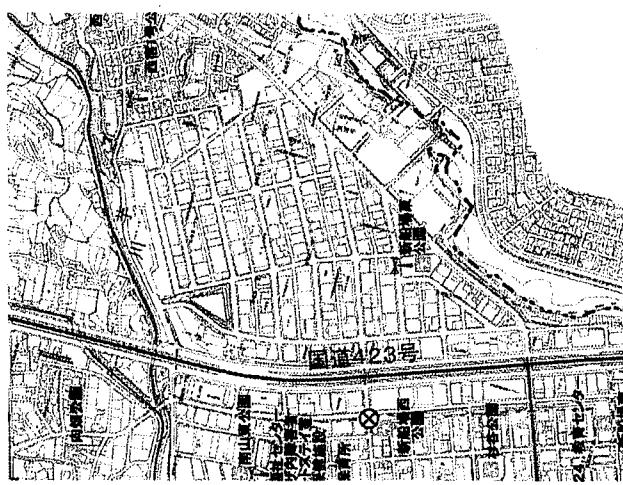
- ・箕面・船場エリアの土地価格は、商業地域（容積率600%）にもかわらず、約20万円/m<sup>2</sup>です。

## 条件7 自然災害から安全な土地であること。

- ・箕面・船場エリアの洪水被害及び土砂災害については、大阪府池田市木事務所の調査の結果、一切の洪水・土砂による被害想定のない地域です。

- ・地震災害については、箕面・船場エリアの直下には活断層はありません。また、地盤は、ボーリング調査の結果、神戸層群の岩層であり地盤は良好であると考えられます。

## 箕面市 土砂災害・洪水ハザードマップ



## 条件8 そのほか、土地利用上の特段の制約がないこと。

- ・これまで箕面・船場工リニアは、繊維卸商団地という特性にあわせて制定した箕面市「特別業務地区建築条例」により、病院などの建築を制限してきました。
- ・鉄道延伸はまちの特性を大きく変えることから、現在、新たなまちづくりに向けて条例改正を予定しており、病院の建設が可能となります。

## ▼ これらを見直すため、病院建設は可能！

### 【現在の特別業務地区内の建築制限】

一 学校、図書館その他これらに類するもの

二 病院又は診療所(患者の収容施設を有しないものを除く。)

三 ホテル又は旅館

四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

五 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項第一号に係るもの

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの

八 第六項に規定するボーリング場、スケート場又は水泳場

九 住宅及び共同住宅(事務所、販売店舗その他これらに類する用途を含むもののうち規則で定めるものを除く。)

十 畜舎(床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。)

- ・また、国立循環器病研究センタークラスの施設が当該エリアの核として建設されることになると、箕面市としても、その施設特性に沿った周辺整備・施設集積が望ましいと考えます。

- ・国立循環器病研究センターにあわせて望ましい施設を誘導し、望ましくない施設を制限するなど、当該エリアでの新たな規制を検討することも可能です。



## 北大阪急行線の延伸に係る確認書

箕面市（以下「甲」という。）、阪急電鉄株式会社（以下「乙」という。）と北大阪急行電鉄株式会社（以下「丙」という。）とは、平成20年4月30日付で交換した「千里中央～新箕面間新線」に係る覚書に基づき、北大阪急行線の延伸（以下「延伸線」という。）の事業化について、以下のとおり確認書を交換する。

### （基本方針）

第1条 延伸線の事業は、社会資本整備総合交付金を活用して実施することを基本とし、甲、乙及び丙は、相互に協力する。

### （事業化に向けての諸条件）

第2条 延伸線の事業化の条件は、次のとおりであることを確認する。

- (1) 甲は、都市拠点の整備、延伸線沿線のまちづくり及び延伸線整備を一体的に推進すること。
- (2) 甲、乙及び丙は、国等の指導に基づき、既存路線の反射損益を考慮し、かつ、鉄軌道事業者の事業採算性が確保できる事業スキームを構築すること。
- (3) 甲は、都市・地域総合交通戦略を策定し、箕面市域における持続可能な路線バス網の再構築と交通結節点の整備を主体的に推進すること。
- (4) 延伸区間における鉄軌道事業者の事業採算性の確保等のため、甲は、助成措置が講じられるよう、国及び大阪府に働きかけること。

### （事業着手）

第3条 前条の条件が全て整う見通しについて、甲、乙及び丙が合意した後に、延伸線の事業に着手する。

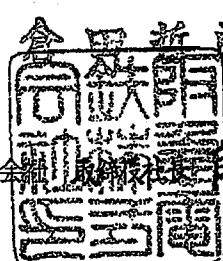
### （その他）

第4条 本確認書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙間で別途協議を行うものとする。

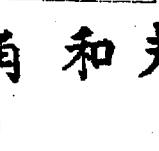
以上確認の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙各々記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成23年（2011年）8月29日

甲 箕面市長



乙 阪急電鉄株式会社



丙 北大阪急行電鉄株式会社 取締役社長 龍 恒三

